

改正	現行	摘要
<p style="text-align: center;"><b>第2章 工事費の積算</b></p> <p><b>① 直接工事費</b></p> <p><b>1 材料費</b>  材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数量  数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価格  価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。  当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告日(指名通知日)における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、実施設計単価表、物価資料(「建設物価」、「積算資料」、「土木コスト情報」、「土木施工単価」をいう)、他の公共機関が公表している単価、特殊設計単価(特別調査)、または見積りをもとに、原則として次により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。  実施設計単価表→物価資料→他の公共機関の単価→特殊設計単価(特別調査)→見積り単価  また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等により、下記によりがたい場合は事前に技術管理課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 実施設計単価表による場合  (イ)実施設計単価表に掲載されている場合は、これを設計単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合  (イ) 物価資料による単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。  (ロ) 物価資料の適用都市採用順位は、(各地区(甲府等)、山梨、関東、全国)&gt;東京とする。  (ハ) 「公表価格」として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、設計単価としない。  但し、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を設計単価とする。</p> <p>3) 他の公共機関が公表している単価による場合  (イ) 他の公共機関が公表している単価とは、山梨県の森林環境部、農政部や関東地方整備局が公表している単価のことである。実施設計単価表や物価資料に掲載がない場合は、これを設計単価とすることができる。但し、適用条件等を精査し、条件等が合致しない場合は採用しない。</p> <p>4) 特殊設計単価(特別調査)による場合  (イ) 特殊設計単価は、実施設計単価表や物価資料、他の公共機関が公表している単価表に掲載がなく、1工事において調達価格(材料価格×使用数量)が100万円以上、または、1資材の材料単価が10万円以上の資材を対象とする。  (ロ) 特別調査の対象であって、調査の結果、単価が定められない場合は、5)による。  (ハ) 特殊設計単価は、指定された工事地域における調査時点での実勢価格として報告するものであり、施工場所・使用数量の異なる他工事への流用は行わない。</p> <p>5) 見積りによる場合  (イ) 1)、2)、3)及び4)の方法によりがたい場合は、見積りにより決定することができる。見積りはメーカー側の希望価格となるため、市場性を考慮し、原則として市場価格が明らかな類似品と合わせて見積りを徴収し、見積りを査定(類似査定)するものとする。  また、見積りを査定する場合の手順は、次によるものとする。  ①実勢価格が明らかな資材(類似品)と合わせて、原則として見積りを3社以上から徴収する。  ②見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長から見積依頼を行う。(参考様式を参照)  ③実勢価格が明らかな資材の見積価格により、各社ごとに査定率を算出し、見積りに乗じた価格(査定価格)の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁とし、1円未満は切り捨てるものとする。  査定価格=見積価格×査定率  ※ 査定率 = <math>\frac{\text{類似品の実勢価格}}{\text{類似品の見積価格}}</math> (査定率≤1.00)  ※査定率は1以下。1を超える場合は1とする。  (ロ) 類似品が無い場合においては、見積価格の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 工事費の積算</b></p> <p><b>① 直接工事費</b></p> <p><b>1 材料費</b>  材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数量  数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価格  価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。  当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告日(指名通知日)における市場価格または類似品価格とする。</p> <p><b>2 労務費</b>  労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員  所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金  労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。  基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価  次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯(8h～17h)を超えて、作業を計画する場合は以下とする。  (イ) 深夜時間(22h～5h)については、深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。  (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯(8h～17h)を超えた時間帯は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。  なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(実働時間8h+休憩時間1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h～5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。  ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例-1〕,〔例-2〕</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8h～17h)をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例-3〕  (イ) 所定労働時間内で17h～20h及び、6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。  (ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。  ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。</p>	<p>「設計単価」の決定方法について追記</p>
I-2-①-1(1)	I-2-①-1	

改 正	現 行	摘 要
<div data-bbox="246 243 1350 294" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>とし、1円未満は切り捨てるものとする。また、この場合においても原則として見積りを3社以上から徴収する。</p> </div> <p><b>2 労 務 費</b>          労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員          所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金          労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。          基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価          次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。          (イ) 深夜時間（22h～5h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。          (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。          なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8h＋休息时间1h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。          ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕          (イ) 所定労働時間内で17h～20h及び、6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。          (ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。          ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。</p> <div data-bbox="697 1906 863 1957" style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p>I-2-①-1(2)</p> </div>		